

朝鮮総督府の教育政策における漢字・漢文

—小倉進平旧蔵資料を中心に—

辻 大和

はじめに

韓国での近代教育は一八九四年から一八九五年にかけて導入され、一八九五年に教育担当の省庁として「学部」が設置され、漢城師範学校官制、外国語学校官制、小学校令が公布された。一九〇五年に第二次日韓協約が調印されると韓国は日本に「保護国」化され、教育制度も改変されて一九〇六年には師範学校令、普通学校令が公布された。

一九一〇年八月に韓国併合が実施されると、それまでの「学部」が廃止され、朝鮮総督府内務部の下に「学務局」が設置された。学務局には学務課と編輯課が置かれ、学務課は教育、学芸、教員、幼稚園および図書館、朝鮮総督府観測所および経学院に関する事項を掌り、編輯課は教科用図書、民暦の出版および頒布に関する事項を掌った。¹⁾

一九一一年八月に公布された「朝鮮教育令」(勅令第三二九号)では、朝鮮人向けの教育機関として普通学校(四年制)、高等普通学校(四年)、女子高等普通学校(三年)、各種実業学校および専門学校が置かれた。普通学校の教科は「普通学校規則」(朝鮮総督府令第一一〇号)において定められ、教科は修身、国語(日本語)、朝鮮語及漢文、算術が必須科目となり、理科、唱歌、体操、図画、手工、裁縫及手芸、農業初歩、商業初歩は土地の状況により欠いてもよいこととされた。²⁾

このなかで本論で注目するのは「朝鮮語及漢文」である。韓国併合以前は朝鮮語(「諺文」と漢文は別教科であったが、朝鮮教育令により単一科目となった。日本本土では小学校で漢文教育は行われていない。この「朝鮮語及漢文」を、朝鮮総督府学務局はいかなる背景で設置し、いかなる調査を行っていたのか。関係する研究を教育政策、日本語教育、朝鮮語教育の三つにわけて概観すると以下になるよう。

まず教育政策の研究動向をみると、鄭在哲によって朝鮮における植民地教育の同化主義的特質が論じられ、古川宣子によって韓国併合直後の総督府による朝鮮人向け初等教育が朝鮮の伝統教育に対して数量的に劣勢であったことが解明された。⁴⁾ また井上薫によって一九一一年の朝鮮教育令の制定にあたっての朝鮮総督府の政策決定過程が分析され、佐藤由美や本間千景によって一九一一年の朝鮮教育令の制定にあたっての朝鮮総督府の政策決定過程は教育内容にいかん植民地支配のイデオロギーが反映されたか研究されているほか、初代朝鮮総督寺内正毅旧蔵史料の発掘結果も報告されている。⁸⁾ これらの研究によって、朝鮮総督府の教育政策は、本土教育界、総督、学務局官僚、そして朝鮮人社会という多様なアクターの相互作用によって形成されたことが分かってきたと言えるように思われる。

日本語教育の研究動向を見ると、森田芳夫によって資料整理が進み、井上薫や久保田優子によって朝鮮総督府

の日本語政策決定過程が明らかになった。⁽¹⁰⁾ またイヨンスクや安田敏朗によって日本の「国語学者」が総督府囑託として積極的に活動したさまが判明した。⁽¹¹⁾ こうした研究により、朝鮮総督府の日本語教育が朝鮮にあつた仕様で行われ、朝鮮人の同化政策に用いられたさまがわかってきた。

朝鮮語教育の研究動向をみると、朝鮮総督府の朝鮮語に対する政策を概観した研究⁽¹²⁾、総督府が総督府官吏に広範囲に朝鮮語学習を奨励した実態を明らかにした山田寛人の研究⁽¹³⁾、総督府が朝鮮人知識人らとの交渉を通じて綴字法を制定した過程を分析した三ツ井崇の研究⁽¹⁴⁾がある。

こうした研究によって朝鮮支配のために、朝鮮総督府が朝鮮語を取り入れざるを得なかつた状況が明らかになったといえる。ただ韓国併合直後の朝鮮語には、朝鮮半島の南北でハンゲル専用政策が進んだ現在と違って漢字表記、漢字語が多く、日常のコミュニケーション手段としては漢文も重要であつたはずである。しかしこうした漢字、進んでは漢文について総督府がどのように対面していたかの研究は非常に少ないと言わざるを得ない。⁽¹⁵⁾ 이종호による植民地下の漢文学研究⁽¹⁶⁾や、総督府関係者の儒学研究に対する研究は漢字・漢文の問題は射程外である。朝鮮人の言語生活で大きな比重を占めていたはずの漢字、漢文に対する分析が不足しているといえる。

こうした問題について貴重な情報をもたらしてくれているのが、東京大学文学部言語学研究室所蔵の「小倉文庫」と学習院大学東洋文化研究所所蔵の「小倉進平関係文書」である。旧蔵者の小倉進平（一八八〇～一九四四年。元京城帝国大学・東京帝国大学教授）は一九一一年から一九二四年まで学務局編輯課につとめ、一貫して教科書編纂にあつたと見られる。⁽¹⁸⁾ 東京大学「小倉文庫」には一九一一年に開かれた「朝鮮語調査会議」の記録があり、学習院大学「小倉進平関係文書」には一九一〇年代の漢字文献調査記録が含まれている。本論ではこうした資料を用いて、一九一〇年の韓国併合後、朝鮮総督府の関係者の間では漢字、漢文をめぐるどのような議論がなさ

れたか、そして朝鮮ではどのような調査が行われ、政策に反映されたかということについて考察してみたいと考
える。

本論では第一章で教育関係者の朝鮮語・漢字・漢文観を整理する。そのうえで、第二章で総督府学務局周辺に
おける漢字議論を分析し、第三章で総督府編纂教科書の編纂過程、第四章で総督府による教科書編纂の副産物に
ついて観察してみたいと思う。

一 朝鮮語漢文教育をめぐる見解

一・一 朝鮮語教育をめぐる見解

まず韓国併合を前後した、朝鮮語の問題に対する見方を日本本土、総督府高官、学務局関係者の順に見ていき
たい。

日本本土の教育界では韓国併合後、朝鮮語教育の廃止論があった。たとえば韓国併合以前の一九〇六年か
ら一九〇八年にかけて韓国政府の学政参与官、学部書記官を務めたことのある三土忠造（当時衆議院議員）は
一九一〇年一〇月に、新教育制度においてはすべての学校から朝鮮語（原文は「朝鮮の国語」）を廃した方がよ
しかろう、そうしないと朝鮮の国語は学校が増えると段々広がり、朝鮮人の能力の不経済になると述べていた。¹⁹

ただ、日本本土の学者がみな、三土のように日本語専用を求めたわけではないようである。一九一一年二月に
当時高等師範学校長で、帝国教育会で活動していた沢柳政太郎は次のように述べていた（引用文の字体は原文が
旧字体であっても、すべて新字体に統一したが、仮名遣いは原文そのままとした。現在用いられない用語等はそ

のままにしてある。以下、すべて同様である。

朝鮮人を日本人化するには、如何なる方針を執つたらよいかと云ふに、先づ、それには第一歩として日本語を彼ら朝鮮人の間に普及せしむるより先なるはないのである、即ち日本語を朝鮮語にして仕舞ふのである。⁽²⁰⁾

沢柳は朝鮮人を日本人化するためには日本語を朝鮮人の間に普及させるほかないとし、日本語を朝鮮語にしてしまふと述べている。これだけを見ると、沢柳は三土らと変わらない廃止論者であるように見える。しかしこれに続けて沢柳は次に述べている。

併しながらそれが普及の方法に至つては十分の考究を要する即ち彼の国の実状を考へ、朝鮮人の性情を研究して之れに合致したる所の方法を執らねば徒らに勞して益ない事になる事は云ふ迄もない余の考へでは小学校に初めから日本語を使用せしむるがよいと云ふ様な意見も見ゆる様であるが之れは研究を要する事だと思ふ、然し教科書は総て日本語にして初めは日本人が之れを教へてもよい、さうしてゐる間に漸々日本語の証のできる朝鮮人をして之れを教授せしめ、朝鮮人が日本語で朝鮮の子弟を教育する様にする事も、琉球に於ける小学教育の如き有様にしたらよいと思ふ。⁽²¹⁾

普及の方法においては、小学校の初めから日本語教授を求める意見があるが、それは「研究を要する」として慎重である。必ずしも朝鮮語使用の全廃を求めているわけではないといえよう。

とはいえ帝国教育会は会としては朝鮮語教育の廃止を求めていた。帝国教育会は朝鮮教育令の制定過程では寺内総督に要望を出し、総督との面会を行ったが、結局朝鮮語教育は普通学校等の教育に盛り込まれることになった。⁽²²⁾

総督府高官が朝鮮語教育をどのようにみなしていたかは不明であるが、日本人教員に対し、朝鮮語を学習することは求めていたようである。まず寺内総督は朝鮮教育令の公布後、普通学校教員の講習会における訓示において次のように述べていた。

諸子ハ宜シク朝鮮ノ歴史習慣ヲ研究シ時勢ヲ察シ民情ニ鑑ミ以テ之ニ適当ナル方法ヲ講シ其ノ教育ヲ施スコトヲ要ス⁽²³⁾

ここでは教員に対し朝鮮語の学習を求めているが、普通学校教員に対し、朝鮮の歴史習慣を研究することを求めていることが明らかにわかる。この講習会は日本本土出身の教員に対し、朝鮮に赴任する際に学務局が主催して行った講習会であり、講習の内容には朝鮮事情のほかに朝鮮語も含まれており、多くの日本人新任教員が朝鮮語を受講していた。⁽²⁴⁾

内務部長官であった宇佐美勝夫は講習会を受講した教員諸子に対し、奮励を望むのは朝鮮語の研究であると述べ、(朝鮮教育令で規定された教育の主目的である)「忠良なる臣民」を育成するにあたり、その目的を達するためには朝鮮語を解してそれを話し、児童や父兄と意思疎通を図る必要があると述べていた。⁽²⁵⁾

また内務部学務局長であった関屋貞三郎は同じ講習会で次のように述べていた。

従来の校長にして在職四五年に及ぶも尚未だ朝鮮語を解せざるものあり或は国語の普及に急にして朝鮮語を学ぶの遑なしとなすものあれども朝鮮語を解せざるが為め国語の教授に於ても支障尠らざるのみならず児童の訓育を完全にする能はず為に朝鮮人教員の指導監督十分ならず父兄母姉等と意思を疎通すること容易ならず教育の質を挙ぐる上に於て遺憾尠らざるものあり是れ本講習会が朝鮮語の講習に最も重きを置きたる所以にして諸子は之を基礎とし絶へず其の研究を怠らず熟達の期一日も速かならんことを望む⁽²⁶⁾

関屋によると、従来の校長（統監府時代の校長は韓国人、教監は日本人であったため教監を指すと思われる）は朝鮮語を解さないものがあり、国語（日本語）の教授に支障が少なくなく、朝鮮人児童の教育や朝鮮人教員の指導、父兄母姉との疎通が容易でなかったと見なしている。日本人教員が朝鮮語を解することの利益の説明は、宇佐美より関屋の方が具体的であった。この説明はあくまで総督府の教育を円滑にするために朝鮮語を駆使すべきであるとの考えに基づくものであることに留意したい。⁽²⁸⁾

こうした寺内総督から関屋学務局長に至る、日本人教員に対する朝鮮事情の理解奨励、朝鮮語の学習奨励にはどのような背景があったのであろうか。背景としては前述の沢柳のような日本本土の一部の教育者による慎重論があったほか、朝鮮の普通学校現場における言語疎通問題があったように思われる。学務局編修官であった立柄教俊は、日本の教育雑誌にあてた報告において、普通学校の児童は三年生からたいてい日本語を話すことができると述べている。つまり一、二年次の児童には日本語を話せない児童がいることを認めているのである。⁽²⁹⁾

東京外国語学校教授（朝鮮語科）で総督府囑託であった金沢庄三郎は同じころ、京城の普通学校などの教育現場を見学して次のように述べている。

未だ日本語を解せざる幼童に向つて最初より日本語にて小学教育を行ふと云ふことは、事実不可能の事なり、今回京城に在る各普通学校及び其他の中学校高等学校を視察したるに、何れも日本語の成績善く、又日本人教師が日本語の發達に重きを置けるは喜ぶべきことなるも、未だ日本語を解する力無き生徒に向つて日本語にて各種の科目を教授しつゝあるを見て、余は斯の如くして果して善く教育の目的を達し得らるゝものなるかを疑へり、³⁰⁾

金沢は最初から日本語で小学教育（普通教育）を行うことは不可能であると述べたうえで、京城での見学結果から日本語を解する能力のない生徒に向かつて日本語で教授することで教育の目的が達せられるか疑ったというのである。

以上のように、一九一〇年の韓国併合を前後して、日本本土では朝鮮語教育廃止論があつたものの総督が受け入れず、朝鮮総督府では朝鮮語教育を継続した。そして学務局では講習会を通じて日本人教員に対して朝鮮語の講習を行い、朝鮮語研究を求めていたことを整理した。

一・二 漢文教育観

次に漢文とその周辺をめぐる論争を見ていきたい。前述のように「普通学校規則」には普通学校の教科に「朝鮮語及漢文」が入っており、教科書は朝鮮語と漢文が合冊されたものであつた。これは大韓帝国末期の普通学校教育において分かれていた「諺文」と「漢文」が合わさつたものであつた。

前述の三土忠造は内地から漢文教育は廃止すべきであると述べていた。次の三土の文章を見てみよう。

朝鮮人の頭には漢文を教へること、即ち教育漢文の教授は教育の全部を蔽ふと云ふ風に考へて居る、然るに新教育を布く場合に、漢文を普通学校から取り去ると父兄は到底其の子弟を学校に寄越さないからして、難しいと知りつゝ止むを得ず漢文を必修科の中に入れたのである。けれども今日では新教育の効果を段々父兄が認めて来たから、漢文を普通学校から取去つても子供を学校に寄越さぬと云ふことはあるまいと思ふ、元來朝鮮人は腦力の乏しい所へ幾つもの国語を教へると云ふことは、絶対に教育問題として考へても不利益である。又不可能であるからして、漢文は第一此の際普通学校から取去つて了ふことを断行しなければならぬと思ふ。⁽³⁾

三土によると、漢文を教科に取り入れたのは、漢文が普通学校から取り去ると父兄が普通学校に子弟を送らないからだといふのである。しかし執筆時点ではもはやそのような問題は生じないであろう、そして幾つもの国語を教へることは不利益であるから、漢文教育を普通学校から除くべきであるといふのである。

三土は先鋭的な漢文廃止主義者であるといえよう。しかし注意したいのは三土が普通学校での漢文教育を廃止すべきであると述べるだけで、高等普通学校など中等教育レベルでの漢文教育については言及していないことである。筆者は初等教育での漢文教育を廃止して日本語教育に注力すべきと三土が考えているのみで、中等教育での漢文教育は日本本土でも行われていたことから、三土は中等教育での廃止までは想定していなかったのではないかと推測する。また三土は儒教教育の廃止にも言及していない。

一方、日本本土では漢文教材の伝統的な最重要典拠といふべき、儒教教育に対する廃止論も存在した。『教育界』には当時哲学者として著名であった、東京帝国大学教授井上哲次郎が次のような文を載せている。

さう云ふ訳であるからして、朝鮮の教育は儒教教育に馴れて居る、ソコで儒教教育と云ふことならば、朝鮮人は反情を抱かない、五百年來の習慣である、それで儒教教育と云ふものは決して悪いもので無いからして、儒教教育で朝鮮人を教育して行くと云ふことは政策として最も宜しきを得たものであらうと思はれる⁽³²⁾

井上哲次郎は五百年來朝鮮の人が慣れ親しみ、反情を抱かないことから儒教教育がよろしいと述べているのである。そして仏教やキリスト教に比べ儒教教育が良いと述べる⁽³³⁾。しかし儒教教育の問題について次のように述べる。

さうして儒教教育のみにして仕舞ふと、どうしても漢籍ばかり読んで、今日の儒教と違つた科学研究に興味を抱かぬやうなことになる、研究的精神と云ふものが乏しくなつては又困る。又徳育としては儒教は不十分であります、人格の觀念が明瞭で無い、と云ふやうなこともある。権利思想なんと云ふものは無い、權利思想が無いからして、立憲政体なんと云ふことは儒教では分からぬ、又法律の觀念が乏しい、立法の精神に至つては儒教に求むることは出来ない、儒教は単に道德で行かふと云ふのであるから、道德の側には極めて善いけれども、やはり不足して居る所がある、

(中略)

さう云ふ次第であつて儒教教育は当分政策として、至極結構であるけれども、それはホンの一時のことであつて、次第々々に儒教教育より進んで今日の文明教育に移り往かんければならぬのであります⁽³⁴⁾。

これによると儒教教育のみでは科学研究に関心を抱かず、人格の觀念や権利思想、法律の觀念に不足があるとい

う。したがって次第に儒教教育から文明教育に移り行く必要があるというのである。科学や個人の人格、権利、法律といった西洋近代に発達したものの把握が不十分になってしまうというのであろう。そのためにいつまでも儒教教育があるべきであるとは思わないのである。

これと違った観点から儒教教育について考察したのが、東洋史学者で当時東京帝国大学教授であった市村瓊次郎である。市村は『教育界』の韓国併合特集において次のように述べている。

即ち儒教から言へば天命に従つて併合を為し天命に従つて仁政を施したものと云つて差支ない、勿論自分は儒教の革命説は、我が国に於ては排斥すべきものと信じて居る。⁽³⁵⁾

儒教的にみれば、天命にしたがつて（日本の天皇が韓国を）併合し、仁政を施したといつてよい、しかし儒教の（易姓）革命説は排斥すべきものである。王朝交代を支える易姓革命論は日本には適用されないというのは理解に苦しむが、ともかく市村はそのように考えていた。一方で、儒教のもつ易姓革命論によって日本の植民地支配が転覆されることを危惧していた、とも見ることができようであろう。市村は朝鮮での儒教教育の将来像について次のように述べた。

兎に角朝鮮の中流両班などに位あする儒生と云ふものが、彼の思想界を支配すべき有力なものであるからして、それ等の社会に行はれて居る儒教を取つて、真に併合の止むべからざる所の理由を明かにしたならば、所謂室に入つて矛を奪ふものであつて、此の位便利なるものは無からうと思ふ。⁽³⁶⁾

市村は両班に位置する儒生が朝鮮の思想界を指導することから、儒教にのっとって併合の理由を明らかにすれば、「室に入つて矛を奪ふ」ことが可能になるというのである。儒教を積極的に活用して併合を支える論理とすれば便利、と述べることは、植民地支配を支えるイデオロギーとして儒教を利用しよう、と言ひ換えることが可能で
きよう。

井上はどちらかといえば朝鮮の近代化を阻害するものとして儒教教育を捉えていたのに対し、市村は、日本が朝鮮を植民地支配することを正当化するイデオロギーとして儒教教育に注目していたといえよう。

これら井上や市村の議論が総督府にどのように伝えられたかは不明であるが、少なくとも寺内正毅総督は儒教教育に好意的であつた。一九一一年三月に寺内と面談した帝国教育会代表の辻新次、沢柳政太郎、三土忠造に對して、寺内は朝鮮では儒教主義は朝鮮教育に對し看過できない必要条件であり、同主義に對し十分の保護を加へたい、と伝えていた。⁽³⁷⁾

それでは総督府学務局内では漢文教育、儒教教育はどのようにとらえられていたのであろうか。前述の学務局編修官、立柄教俊は帝国教育会に對して漢文教育について次のように述べている。

漢文は惰性にて、幾分か之を課せざれば父兄の不滿を買ふを免れず、諺文は俗間には中々深き根抵ある様に存候。併し漢文諺文には對して力を用ひるを要せざるも、之を全廢するは今猶ほ其の時機に非ず、且つ
國語には十分見込ある故目今強て漢文諺文を全廢するにも及ばざると存候。⁽³⁸⁾

立柄は漢文教育は惰性であり、それを課さないと父兄の不滿を買うことを免れないとし、全廢するに及ばないと

述べている。立柄は消極的に廃止に及ばないと述べているのである。しかし一九一一年二月から学務局学務課長を務めた弓削幸太郎は、漢文教育には朝鮮社会で実利があることを観察していた。弓削幸太郎は次のように回想している。

普通学校で漢文を課することは一見甚だ非教育的であるやうに見へるけれども前述したるが如く朝鮮では近時まで朝鮮語が重んぜられず、重要な記録、普通の手紙等漢文のもの多く、教育と云へば必ず漢文の教授を意味したやうな次第で、今日までの日常生活には漢文は殆ど日常の自国語を為して居る有様であるから、朝鮮語を教ふる意味に於て之を教へなければならぬのである。万一普通学校で漢文を教へなかつたなら当時学校に生徒を送る父兄は殆ど絶無であつたと信ずる。⁽³⁹⁾

弓削は近代まで朝鮮語が重んじられず、記録や手紙も漢文であつたことから教育は漢文の教授を意味したと整理したうえで、朝鮮での伝統教育＝漢文を教えることであつた、という見解を示している。さらに普通学校で漢文を教えなければ父兄が普通学校に送らなかつたというのである。

近年の研究によると、弓削の見方が、当時の朝鮮初等教育の実像に最もよく迫つたものであるやうに見受けられる。まず漢文が圧倒的な力を持つていたことについては、公文書が国漢文となつたのが一八九五年、また周時経らによるハンゲル専用運動が端緒についたのは一九一〇年四月であつた。⁽⁴⁰⁾ また学校については古川宣子の研究によると、併合前後期の朝鮮人児童の公立普通学校への就学率は一九一〇年に男子一・九パーセント、女子〇・一パーセント程度とみられるという。⁽⁴¹⁾ 同年、総督府学務局の公刊資料でも、朝鮮人にあつた噂として次のような話

を挙げている。

教科目特に国語に対する誤解 官公立学校の教科目が従来書堂其の他に於けるものと著しく異り読書算術、国語を始めとし日常必須の教科を授くるや漢文の時間少きを難し教授時数僅少なりと評し特に国語を以て主要なる一教科目となすや是れ韓国の言語を変更せんとするものなり卒業後日本に拉致して兵卒たらしめ若くは従僕奴隸たらしむるものなりなどの風説流布し民心の帰向を得ること頗る困難の状況を呈したり^④

これによると朝鮮人のあいだで漢文の時間が少ないことを問題視し、国語（日本語）が主要教科であることに對し、韓国の言語を変更して兵卒にしようとするものであるとの風説があつたというのである。したがって教科から漢文を削減しないことは普通学校に生徒を誘引するために重要なことであつた。

二 教科書編纂の準備——朝鮮語調査会議——

一九一一年八月に公布された「朝鮮教育令」および「普通学校規則」により、「朝鮮語及漢文」が教科として定められたが、その教科書編纂の準備過程において、総督府においては朝鮮語の綴字法を規定する必要に迫られた。その結果編成されたのが、朝鮮語調査会議である。そのメンバーは国分象太郎（総務部人事局長、東京外国語学校朝鮮語学科出身）、塩川一太郎（総務部取調局事務官、東京外国語学校朝鮮語学科出身）、小田省吾（内務部学務局編輯課長）、玄曠（総務部取調局事務官）、魚允迪（中樞院副参議）、兪吉濬（京城府参事）、姜華錫、高

橋亨（京城高等普通学校教諭）らであり、明治四四年に五回に及んで開かれた。会議の結果、「普通学校用諺文綴字法」が一九一二年に施行された。その調査会議による綴字法の議論については三ツ井崇の研究⁽³⁾に詳しいので、ここでは漢文、漢字をめぐる議論の推移を見ていきたい。以下で使用する『朝鮮語調査会議議事録』は東京大学文学部言語学研究室小倉文庫が所蔵するものである⁽⁴⁾。

まず会議において問題になったのは漢字の朝鮮語音をハングルで表記するにあたって、その表記を何に基づいたものにするか、ということであった。第一回会議（一九一一年七月二八日）の冒頭で塩川一太郎は次のように述べた。

予ハ会議ニ先チ一言セントス本会ニ於テ一語一字ニ就イテ議スルコトトナサバ各自ノ耳ト口トノ異ルガ為メ意見ノ一致ヲ見ルコト難カラシムサレバ先決問題トシテ経書ノ諺解ヲ標準トシテソノ仮名遣ノ現代語ノ語法ニ合スルモノハ其假之ヲ採用スル事トシ現代語ノ語法ニ合セザルモノハ現代語ヲ取り其変化ノ規則ニ当テハマル語ハ可成コレヲ当テハメテ取り万一已ムヲ得ザルモノハ不規則ノ変化トシテ之ヲ示ス事トスルヲ議ニ附シテハ如何⁽⁵⁾

これによると塩川は「経書の諺解（漢字音のハングル表記）」を標準とすべきであるといい、そのハングル表記（仮名遣い）が現代語の用法に合うものはそのままにし、現代語の用法に合わないものは現代語に合わせるべきであるというのである。経書とは四書五経のような儒教の經典を指し、諺解書は朝鮮時代に政府機関の校書館が刊行したものを指すとみられる。

塩川の発議に対して他の委員は次のように反論した。

魚氏、兪氏、国分氏、高橋氏

經書ノ諺解ハ左程憑據スルニ足ラズ何トナレバ諺解ソノ物ノ中ニ現ニ時代ニ從テ前後書キ方ヲ異ニセル処アリ加之ニ筆者ノ生国ノ郷音ノ混入多ケレバナリサレバ矢張諺文假名遣ノ根本ヲ吾人ノ所信ニ照ラシテ決定スル事トスベシ⁽⁴⁶⁾

この四氏が言うには、經書の諺解は根拠に足らず、その理由は諺解が時代によつて書き方が異なつたり、筆者の出身地の音が混入するからであるという、したがつてこの會議のメンバーが信じるところによつて決定すべきであるというのである。四氏によつて退けられたが、漢字音の表記に經書の諺解を参考にすべきという意見が出たことは確認できた。

會議はその後、漢字音については朝鮮時代の字典である『奎章全韻』、『玉篇』を参考すべきという方向に進んでいった。⁽⁴⁷⁾『奎章全韻』、『玉篇』を参考にすべきという第二段階といえよう。それに対して高橋亨から異議が出され、第二回會議（一九一一年八月二四日）で審議が行われることになった。

第二回でまず議題になつたのは、(ア)と(イ)の区別であつたが、これはトに統一することに議論がまとまつた。次に議題となつたのは高橋亨が提起したス、ヒ、フ、エの区別である。国分による發議以下、議事録を以下に引用する。

国分氏 然ラバトト、トニ関スル事項ハ協議済ミトナシ高橋氏提出第一問題ニ移ラン既ニトト、トノ
事項ニ於テ玉篇迄改訂スル事トスレバ原案通りストロ、ストロ、トニ問題ノ如キモ発音通りニ改訂スルモ不
可ナキニ似タリ

塩川氏 賛成既ニトト、トト、トトトガ全然同音ナリトスレバ、之ヲ書キ分クルハ無用ノ勞ナリ児童教育ニ
於テ最モ其然ルヲ見ル⁽⁴⁸⁾

ここまで議論で、トと、は統合することが協議され、合意された。そこで高橋亨が提出したス(ㄱ)とロ(ㄴ)、
ネ(ㄷ)とヒ(ㄹ)の表記についても発音通りに改訂することが提案されたのであった。それに対する姜と高橋
の論争が以下に行われた。

姜氏 是レ大問題ナリ一朝一夕ニ決定セントスルハ過急ニ失ス

高橋氏 然レ共一旦決定セバ実行スルニ困難ナカラン

魚氏 漢字音ニト、豆、ト、豆等ノ書キ方ヲ廢スト云フハ意ヲ得難シ

国分氏 廢スト云フニ非ズ使用セズト云フナリ

魚氏 予ハ玉篇通りニ之ヲ使用シタキ考ナリト書クモ京城地方ノ人ハ皆之ヲ尠ト発音シ平安道ノ人ハト
ト正シク発音セン若シ之ヲ尠ト書クトキハ平安道ノ人ハ天ナルカ千ナルカ分別シ得ザル事トナル而シテ
古来トト書クベク定メラレタルモノナリ且ツ之ヲ日本、支那ノ漢字ト比較スルモ亦天ト千トノ間ニハ明
カニ区別ヲ存セリ⁽⁴⁹⁾

これによると姜は早急な改訂に反対しており、魚もㄷ、ㅌ、ㅍ等の表記の廃止に反対している。後半の箇所で、京城地方でㄷ (ㄷ^uㄷ) と発音し平安道の人はㄷ (ㄷ^oㄷ) と発音するのであると地理的な違いを説明したうえで、歴史上天はㄷと表記することになっており、日本や中国と比べても「千」と「天」の間には(音表記の)区別があることを述べている。つまり魚は京城だけでない、朝鮮における方言上の漢字音の違いや、歴史の変遷、東アジアにおける「千」と「天」をめぐる漢字音についても言及している。それに続く論争を以下に見てみよう。

高橋氏 然ラバ魚氏ノ説ハ漢字音ニ対シテハ京城地方及三南地方ノ人々ヲシテ平安道ノ如ク[○]ㄷ[○]、ス[○]ト[○]ヲ区別シテ発音セシムル様矯正セントスルカ

魚氏 然リ漸次諺文ニ対スル一段ノ知識ノ進歩スルニ從ヒㄷ、ㄸト正シク発音スル様ニナラン

高橋氏 予ハ其想像ハ到底実現セラレザルベキヲ信ズ數百年ノ久シキ間ニ既ニカク訛リ来レリモノヲ安ゾ⁽⁵⁰⁾ 竟ニ平安道人ニ一致セシムルヲ得ン且ツㄷ、ㄸト発音ヲ区別スル地方、朝鮮中極メテ狭キ部分ナラン

高橋は魚の発言に対して、京城地方および三南地方(忠清道、全羅道、慶尚道)の人々に、平安道の人のように区別させて発音させるつもりなのかと問うたのに対して、魚はその通りであるとしている。魚は規範的な意識が強いのである。高橋はすでに区別する地方が少ないとして反論している。高橋は現状、実用重視ということができよう。さらに応酬が続いたが、収束させるために俞吉濬が発言した。

俞氏 何レカニ一定スルヲ要ス同一音ニシテ二様ノ書キ方アルハ甚ダ不便ナリ

魚氏 予亦理論上一様ニ定ムル事ニ賛成スルニハ躊躇セズ

姜氏 然レ共今カク決定セバ甚ダ氣ノ毒ニ感ズルノ一事アリ従来朝鮮人ハ天ハト書キ丁ハト書クヘキモノト学ビ来レルガ故ニ今俄ニ^①、^②ト書クベシト変更スルトキハ今迄ノ漢字音書キ方ニ関スル智識ガ無効トナルベキ事是ナリ

兪氏 ソハ宜シク教科書ノ初メ若クハ教師用教科書ニ於テ其変更シタル理由ヲ説明スベキナリ、且ツ又該文用法ノ繁雜ヲ避ケテ簡單ナルニ就キタルモノナレバ結局学ビ易クナルニ過ギザラン

兪氏魚氏及各委員 皆原案通りニ一定スルニ賛成^③

兪は同一音に対して二通りの書き方があることの不便を説いたのに対して、姜は今までの漢字音表記が失われることの不便さを説いた。それに対して兪は教師用教科書に変更理由の説明を記述すればよいとしたのであった。そのようにして結局音を^①に統一することが合意された。

以上の漢字音をめぐる議論を見てみると、日本人の国分や高橋、塩川のように朝鮮語に熟達したものであつても、漢字音の地理的差違や、歴史的変遷の議論になると朝鮮人知識人の前に、実用性の利点しか説けていないことがわかる。日本人出席者には朝鮮語漢字音の地理的、歴史的変化についての知見が乏しかったといえる。

さらにこの「朝鮮語調査会議」においては漢文の朝鮮版訓点にあたる「吐」についても議論が行われた。吐をめぐる議論を『第三回朝鮮語調査会議事録』（一九一二年九月二一日）から見えていきたい。

国分氏 第四項普通学校漢文読本ニ吐ヲ振フノ可否ニツイテ議セン

魚氏 吐ヲ振ル事ニ賛成ス昔ハ本ニ吐ヲ振ル事ハ学生文理ニ熟達スルコト遅シトシテ之ヲ禁ジタレ共今ハカ、ル固陋ノ説ニ耳ヲ貸スノ必要ナケン予ハ高等女学校ニ漢文読本ヲ教授シタリシ時緊切ニ吐ノ必要ヲ感ジタリキ

国分氏 予ハ今回朝鮮人普通文官試験ノ答案ヲ檢シテ彼等ノ吐ノ如何ニモ乱雜ニシテ無字ニ近キコトヲ表白セルニ驚キタリ吐ヲ一定シテ教科書ニ之ヲ振り置カバ少シク此弊ヲ救フコトヲ得ン乎⁽⁵²⁾

魚によると、昔は本に吐を振ることは禁じられていたが、今となつては固陋の説に耳を貸す必要はなく、高等女学校での教授経験から吐を導入することに賛成している。そして国分も朝鮮人普通文官試験での朝鮮人の吐が「乱雜」であつたことから教科書に振る必要を述べている。国分は、吐の正確な受容が進んでいないことから、吐を標準化することの必要性を説いているといえよう。続いて玄らは以下のように議論を行つた。

玄氏 普通学校教科書ニハ吐ヲ振ルヲ可トスレ共高等普通学校以上ノ学校教科書ニハ寧口吐ナキヲ可トセン
高橋氏 高等普通学校以上ニ就テハ別問題ナリ

国分氏 然ラバ吐ヲ振ル事ニ決セン次ニ吐ハ古経書ノ吐ニ拠ルベキカ現代語ニ拠ルベキカ

魚氏 本会議ニ於テ新タニ定メタル仮名遣ニ抵触スル仮名遣ハ之ヲ訂正スベキモ、他ハ古経書ノ吐ヲ尊重シテ其俣使用シタシ古経書ノ吐ハ之ヲ現代語ニ比スレバ云フベカラザル風味アリ之ヲ改メナバ漢文ノ趣味索然タルニ至ランコトヲ恐ル⁽⁵³⁾

ここでは普通学校の教科書に吐を振ることは賛同されているが、高等普通学校教科書に吐を振ることは同意されていない。そして吐の基準を国分が「古経書」に置くかどうかについて尋ねたところ、魚は古経書の吐を尊重すべきであるとしている。たしかに経書については官板があったことから、比較的難しくない作業であったことであろう。経書の吐について話が続いた後、国分は吐は古経書に拠り、「仮名遣」（綴字法）は会議の定めることに従う案を提案し、了承された。⁽⁵⁴⁾

以上の「朝鮮語調査会議」の漢字音、漢文に関する議論をみると、朝鮮人が漢字音について共時的、通時的な根拠に基づく議論を展開しているのに対し、日本側は実用性しか論点を提示できていないことがわかる。日本側には朝鮮語に対する幅広い知識が不足していたのであろう。一方で吐については、それまで吐が漢文読本に使用されていなかったことから、経書によることで合意を見た。吐を通じて漢文の解釈を標準化することについては日本人、朝鮮人も同意したといえる。

三 教科書編纂の過程

以上のような議論を行いつつ、総督府学務局では教科書が編纂された。漢文に関係する教科（朝鮮語及漢文と修身）のうち、『普通学校修身書 生徒用』巻一・二と『高等朝鮮語及漢文読本』（全四冊）は一九一三年度から使用が開始され、⁽⁵⁵⁾一九一七年度までに残る『普通学校朝鮮語及漢文読本』全四巻が刊行済みとなり、⁽⁵⁶⁾『普通学校修身書 生徒用』巻三・四も刊行された。

こうした教科書の編纂過程について、後に学務局で働いた荻原彦三（一九二四年に学務局学務課事務官）は次

のような回想を残している。

当時編修官として朝鮮語教科書の編纂に当つた小倉進平氏（後の東大教授）や編修課長小田省吾氏（後の京城大学教授）等の語つたところによると、朝鮮語の教材として採るべき資料が甚だ少なく、教科書の編纂には頗る困難したという。それは前に述べたように、漢文と諺文との混合文が使われ初めてから日が浅く、それまでは、諺文は専ら婦女子の用いるもので、中国の稗史、小説類の諺訳や春香伝などの諺訳は多くあつたけれども、皆婦女子の読み物として漢字ぬきの諺文ばかりで書かれ、その内容も児童生徒の学習には不適當であつたからである。中等学校の教科書には、特にその感が深くとも文学上の趣味を養うに足るような朝鮮語の教材は得られなかつた。それで「朝鮮語及漢文」の時間には、専ら漢文（中国の漢文の外、朝鮮の学者の書いた漢文）の講読に、終始せざるを得なかつたとのことである。⁵⁷⁾

萩原彦三によると、小倉進平や小田省吾の証言から、学務局は教科書の教材選定に苦慮したのだという。それを裏付けるように、学務局では地方の説話調査を行つており、金広植氏の研究によると各道に対して説話の提出を依頼してそれを受け付け、出張調査を行うなどしたとのことである。⁵⁸⁾

実際の教科書編纂方針については小田省吾が『朝鮮総督府編纂教科書概要』を残しているので参考になる。

それによると修身の内容の選定については、孝道は忠君と同様に、巻ごとにそれを挙げており、その例話も「内地人」のほか、朝鮮各道に照会して地方模範人物の事績を調査し、結局呂東賢の妻（忠清南道石城の人）、鄭民赫（全羅南道万頃の人）などの朝鮮人事蹟を選択したという。⁵⁹⁾

ただし修身で説く徳については次のような選択をしたという。

現時の朝鮮人に対し最も必要と思はるる諸徳、例へば正直・勤勉・儉約・貯蓄・清潔・衛生等は特に意を用ひて適当に各巻に配当し、又朝鮮古来の美風にして保存勸奨を要すべきもの、例へば尚老・敬師等、及び弊風にして逆に改善すべき迷信・遊惰・実業を卑むこと等は何れも予め之を調査して加へたり。⁽⁶⁰⁾

これから修身の徳目の選択が行われたことがわかる。尚老・敬師等は儒教的な徳であるが、それは保存勸奨すべきものであり、迷信・遊惰・実業を卑むことは改善すべきとされた。儒教的な徳目に対して操作を加えたことがわかる。

一方、漢文について小田は次のように述べていた。

(四) 朝鮮語漢文共何れも其の教材は国語と同様国民性を涵養するの点に重きを置き、又道徳を教へ常識を富まし、普通の事物を弁へしむるに意を用ひて選択し、殊に朝鮮語教材に於ては第三学年以上に朝鮮地理の一斑を授け、漢文教材に於ては成るべく教訓となるべきものを取れり。

(五) 漢文教材は動もすれば抽象的に陥り易きを以て成るべく具体的材料を選び、小学・論語・孟子等より取れるものもあるも、又慎思録・先哲叢談の如き日本の漢籍より取れるもあり、富士山・中江藤樹の如き我国の事物史伝をも加ふ。又朝鮮に於ては漢文に句読を施さざるも、其の代に「吐」(送り仮名の類)を附する例にして、之なきときは学修極めて困難にして、時としては教授を誤ることあるを以て、同読本中

の漢文教材には尽く「吐」を附し、又書く文章の典拠を示せり。⁽⁶¹⁾

これによると、漢文は道德を教えること、朝鮮地理を教えることにも力点が置かれていることがわかる。そして道德については小学・論語・孟子といった儒教の經典のほかに日本の漢籍からも取材されていた。吐を導入することも決まっている。このようにしてみると普通学校の漢文では修身と並んで道德教育に裨益することが図られていたといえよう。

さらに高等普通学校の高等朝鮮語及漢文読本については、

本書も国民性涵養の資料たるべきものを選択したるは言を要せず、殊に朝鮮語教材には農業其の他総督府の奨励事項に關係あるものを多く取り、漢文教材は經典諸子其の他内外の諸文集等より、教訓たるべきもの模範文たるべきもの等を採用したるも、就中力を致したるは、従来朝鮮人の親昵せる漢籍中より、実利実巧を説き、若くは産業奨励に補益ある材料を選択し、以て古聖賢の説く所亦決して空理空論にあらざるを具体的に示したるにあり。之れ内地中等程度漢文教科書の多く美文を主とせると稍趣を異にせる所なり。⁽⁶²⁾

とあり、やはり儒教の經典から取材しているが、従来の朝鮮人が親しんだ漢籍から実利実巧を説いたものを選んでいる。高等普通学校の漢文においても、普通学校の漢文と同様、道德教育の効果を狙っているのである。

以上のような編纂趣旨をみると、漢文系教科においては漢文の題材選択が注意深く行われ、儒教の經典のよ
うな、朝鮮人が従来親しんだテキストではありながら、日本側統治者にとって都合の良い徳目が強調されるよ

うに、教科書が意図的に編纂されていたことがわかる。漢字音をめぐる混乱のような問題は起きていなかったようである。

四 編纂による副産物―漢字文献調査―

前述のような学務局当局における、漢字音に対する知識不足、調査不足を補おうとした試みとみられる文書が学習院大学東洋文化研究所に所蔵されている。それは学習院大学東洋文化研究所が二〇一二年に受け入れた「小倉進平関係文書」であり、三千点におよぶ小倉進平のフィールドカード、ノート、書簡などの文書である。⁶³ そのなかのカード類に「辞書関係」封筒に〈表〉のような漢字文献の調査記録が含まれている。小倉進平は一九一一年から一九二四年まで学務局編輯課につとめ、一貫して教科書編纂にあたったと見られるが、どのように漢字文献を調べたのであろうか。

〈表〉をみると所蔵先として挙がっているのは編輯課、奎章閣、無印である。年代の記録が始まっているのは一九一一年（明治四四）年七月であり、小倉進平の同年六月の総督府着任直後である。一九一三（大正二）年五月のカードまでは欧文による朝鮮語辞典（主に総督府所蔵）の概要であるが、一九一三年七月二七日から八月一八日までの間に奎章閣所蔵の漢字文献の調査を行っていることがわかる。

カードの現物を見ると、表紙に書名と冊数が書かれ、中に各文献の目次や序跋・凡例・関心部分の抜き書きが手書きで記されており、巻末に調査日と小倉の自著がある様式にほぼ統一されている。

〈表〉に記載のある『芝峰類説』は一八世紀に李滄が著した類書であり、朝鮮の事物に関する記述が多い。『山

『林經濟』は一八世紀に洪万選が著した農業中心の類書であり、語彙や文字に関する記述も見られる。『攷事撮要』は一六世紀に魚叔権が著した類書であり、一七世紀までに数度増補されている。『文彙』や『国朝彙言』、『万家叢玉』は漢字語に関する朝鮮時代の辞書である。

以上のことから小倉進平は朝鮮時代の類書や辞書を集中的に抜き書きしたことがわかる。奎章閣の利用は朝鮮語の調査を意図しているものであると言えるであろう。『朝鮮語調査会議』の結果、「漢字典」を編纂することになったとあるが、その準備の可能性も否定できない。朝鮮語に対する知識不足が露呈した学務局のもとでは、小倉が行った漢字文献調査は一定の意味を持ったのではないだろうか。⁽⁶⁴⁾ほかに、一九一三年から小倉は濟州島での調査を皮切りに朝鮮語方言調査を開始しているが、⁽⁶⁵⁾濟州島の調査は学務局の公的な出張による取材調査であった。⁽⁶⁷⁾

奎章閣は一七七六年に、昌徳宮内に設立された文書館、図書館である。一九世紀の間、規模を拡大していったが一九一〇年八月の韓国併合と同時に奎章閣は廃止された。韓国併合後朝鮮総督府は、一九一一年六月に朝鮮総督府取調局に旧奎章閣図書を引き受けさせ、濔源譜閣に所蔵していた『承政院日記』と『日省録』や、太白山と五台山史庫の蔵書も接收して旧奎章閣図書に合流させた。その後一九一二年四月に奎章閣図書は参事官室に移管され、「分室」が置かれた。一九二二年一月に奎章閣図書は学務局に移管され、学務課に分室が置かれた。⁽⁶⁸⁾そして一九三〇年までに奎章閣図書は朝鮮総督府学務局から京城帝国大学に譲渡された。現在同図書はソウル大学校奎章閣韓国学研究院に保管されている。

永島広紀の研究によれば、「取調局」が図書の整理を管掌していたが、同局廃止後、総督官房の参事官室がそれを引き継ぎ、一貫して図書整理の中心にあったのは、民法典編纂のために渡韓した梅謙次郎の弟子の小田幹治郎であり、小田ら参事官室員が編輯した『朝鮮図書解題』（一九一五年刊）によって実録・儀軌をはじめとする

官府文書の全貌が明らかになったという⁽⁶⁾。その一方で、当時京都帝国大学で朝鮮史を講じていた今西龍（後に京城帝国大学教授）は、奎章閣は当時一般の研究者には障壁が高かったと述べており、朝鮮人公衆も用いることができなかった⁽⁷⁾。

この奎章閣の所管は一九一一年から一九二二年四月までが内務部取調局であり、一九二二年四月から一九二二年までが総務局参事官室であった。学務局ではない。しかし「小倉進平関係文書」からは一九一三年には小倉進平のような学務局員も奎章閣を利用していたことがわかる。ほかにも当時京城高等普通学校教諭であった高橋亨は、『朝鮮図書解題』の編纂に協力し、奎章閣資料を歴史調査のために閲覧調査したという⁽⁸⁾。小倉進平関係文書の原稿用紙は「取調局」の用紙のものがいくつかあり、それは一定程度、奎章閣を管理する総務局参事官室と学務局との間で協力体制は成り立っていたことを示すものとみられる。

小倉進平はその後、「朝鮮における辞書の沿革」を『國學院雜誌』に一九一三年一二月（一九卷一二号）、一九一四年二月（二〇卷二号）、一九一四年三月（二〇卷三号）と掲載し、さらにそれを集大成かつ増補して一九二〇年に『朝鮮語学史』（大阪屋号書店）を刊行しているが、そこに収録される朝鮮時代の辞書は前述の〈表〉に含まれる文献である。

漢字文献調査の当初の意図は現在のところ、文献から知ることはできないが、共時的な方言調査が学務局的公的な事業として位置づけられていたことから、朝鮮語の通時的調査も学務局的公的な事業として行われたのではないであろうか。漢字音に関する情報が小倉進平の研究成果をもとに、広く知られることになったことは明らかである。

五 おわりに

以上のように本論では、一九一〇年の韓国併合直後からの植民地教育における漢字、漢文の位置づけについて考察を行った。

第一章で有力者の朝鮮語・漢字・漢文観を考察したところ、朝鮮語・漢文廃止論者がいた一方で、日本語専用に慎重な論者（沢柳正太郎）もいたことがわかった。また漢文については、普通学校に朝鮮人生徒を勧誘するのに必須の教科として消極的に位置づけられていた。市村瓊次郎や寺内総督は儒教教育の積極的活用を企図していた。

第二章で総督府学務局における漢字議論を分析したが、そこで明らかになったのは朝鮮知識人が朝鮮漢字音に対して地理的、歴史的に深い知識を表明したのに対し、日本側官吏は実用上の理由しか、漢字音表記の統一に挙げられなかったということである。また『吐』については解釈の乱れを防止する観点から積極的に導入が提唱された。

第三章では教科書の編纂過程を概観したが、ここでは儒教的な徳目が選択的に強調され、道徳教育を前面にうたっていたことがわかった。教科書における漢字の音表記に比べると、総督府当局は教科書内容の選択を比較的容易に実施したように見られる。

第四章では小倉進平旧蔵の調査記録から、学務局編輯課員であった小倉が一九一三年の夏に奎章閣所蔵の漢字関係文献を集中的に調査したことを明らかにした。その中身は後に『朝鮮語学史』に収録されるが、公的事業として行われた方言調査の場合から類推すると、公的に文献調査が行われたものと見られる。

こうした漢文、漢字語教育において教育内容の選択には困らないが、朝鮮語表記には困るといのは、日本人が漢文を読む際には日本式に訓読できるため、朝鮮式に素読を行う必要がなかったことが要因にあるように考えられる。日本人官吏が実務上朝鮮語の運用に長けていてもそれはソウル方言であって、方言や古文獻を通じた朝鮮語の体系的知識のある日本人が、韓国併合直後にはそれほど多くなくなかったということでもあるように考えられる。小倉進平の方言調査や古文獻調査はそうした背景をもとに行われたのだと推測される。

註

- (1) 朝鮮総督府編『朝鮮教育要覧 大正八年』朝鮮総督府、一九一九年、一四七頁。
- (2) 朝鮮総督府内務部学務局編『朝鮮教育要覧 大正四年』朝鮮総督府内務部学務局、一九一五年、二一頁。
- (3) 鄭在哲『日帝의 对韓国植民地教育政策史』一志社、一九八五年。
- (4) 古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育―就学状況の分析を中心に」『日本史研究』三七〇、一九九三年六月。同「朝鮮における普通学校の定着過程―一九一〇年代を中心に」『日本の教育史学』三八、一九九五年一〇月。
- (5) 井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策―第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』六二、一九九四年一月。
- (6) 佐藤由美『植民地教育政策の研究―朝鮮・一九〇五―一九一一』龍溪書舎、二〇〇〇年。本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と日本』思文閣出版、二〇一〇年。
- (7) 呉成哲『식민지 초등교육의 형성』교육과학사、二〇〇二年。佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社、二〇〇六年。
- (8) 伊藤幸司編『寺内正毅ゆかりの図書館桜圃寺内文庫の研究―文庫解題・資料目録・朝鮮古文書解題』勉誠出版、二〇一三年。伊藤幸司・永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本―桜圃寺内文庫が語る新たな歴史像』勉誠出版、二〇一五年。
- (9) 森田芳夫『韓国における国語・国史教育』原書房、一九八七年。

- (10) 井上薫「第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策―『国語講習会』『国語講習所』による日本語普及政策とその実態」『北海道大学教育学部紀要』六六、一九九五年二月。井上薫「日本統治下朝鮮の日本語普及・強制政策―一九一〇年代初期における私立学校・書堂の利用・弾圧」『北海道大学教育学部紀要』六九、一九九五年二月。久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育―日本語による「同化」教育の成立過程』九州大学出版会、二〇〇五年。
- (11) イヨンスク『『国語』という思想―近代日本の言語認識』岩波書店、一九九六年。安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房、一九九七年。
- (12) 朴鵬培『韓国国語教育全史 上』大韓教科書、一九八七年。金敏洙『国語政策論』高麗大出版部、一九七三年。
- (13) 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策―朝鮮語を学んだ日本人』不二出版、二〇〇四年。
- (14) 三ツ井崇『朝鮮植民地支配と言語』明石書店、二〇一〇年。
- (15) ほかに以下のように植民地期の教科書、国語読本についての研究も進んでいる。李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本―朝鮮における初等教科書の推移 一八九五―一九七九』ほるぷ出版、一九八五年。北川知子『朝鮮総督府編纂『普通学校国語読本』が語ること―植民地教育史研究年報』九、二〇〇七年四月。강진호ほか『朝鮮語読本과 国語文化』제이앤씨、二〇一一年。김순진ほか『식민지조선 만들기―일제강점기 일본어 교과서 『国語読本』을 통해 본』제이앤씨、二〇一二年などがある。
- (16) 이종목『일제강점기 한문학 연구의 성과』이병근ほか『일제 식민지 시기 한국의 언어와 문화』서울대학교출판부、二〇〇七年。
- (17) 川原秀城・金光来編訳『高橋亨朝鮮儒学論集』知泉書館、二〇一一年。林月恵・李明輝編『高橋亨与韓国儒学研究』国立台湾大学出版中心、二〇一五年。
- (18) 安田敏朗『『言語』の構築―小倉進平と植民地朝鮮』三元社、一九九九年、二五―二七頁。
- (19) 三土忠造『朝鮮人の教育』『教育界』九卷一二号、一九一〇年一〇月、二五頁。
- (20) 沢柳政太郎『鮮人教育と国語問題』『朝鮮』三二六号、一九一一年二月、一五頁。
- (21) 沢柳政太郎、前掲論文、一五頁。なお久保田は日本語による「同化」論者として沢柳を三土と並べているが(久保田優子、前掲書、六一―六三頁)、この史料からは三土とは力点の違いがあるように考えられる。
- (22) 佐藤由美、前掲書、三〇五頁。

- (23) 寺内正毅「新任公立普通学校長ニ対スル訓示 明治四五年四月三〇日」『総督訓示集』朝鮮総督府、一九一三年、九七頁。
- (24) 山田寛人、前掲書、九五―一〇六頁。
- (25) 朝鮮総督府内務部学務局、前掲書、三五頁。
- (26) 朝鮮総督府内務部学務局、前掲書、三五―三六頁。
- (27) 朝鮮総督府内務部学務局、前掲書、二〇頁。
- (28) なお関屋は自身を含めた日本人が、朝鮮語を学習せずに通訳を介して意思疎通を図ったことを遺憾に思っている。と後年に回想している(関屋貞三郎「併合直後に於ける学制の改革」『朝鮮統治の回想と批判』朝鮮新聞社、一九三六年、一八頁。
- (29) 立柄教俊「朝鮮教育の近状」『教育時論』九四一号、一九一一年六月、一七一―一八頁。
- (30) 金沢庄三郎「余の朝鮮人教育意見」『朝鮮』三五号、一九一一年一月、二四頁。
- (31) 三土忠造、前掲論文、二五頁。
- (32) 井上哲次郎「日韓併合と今後の教育」『教育界』九卷一二号、一九一〇年一〇月、九頁。
- (33) 井上哲次郎、前掲論文、九頁。
- (34) 井上哲次郎、前掲論文、一〇頁。
- (35) 市村瓚次郎「日韓併合と精神統一」『教育界』九卷一二号、一九一〇年一〇月、二六頁。
- (36) 市村瓚次郎、前掲論文、一七頁。
- (37) 「朝鮮教育と総督」『教育時論』九三四号、一九一一年六月、三六頁。
- (38) 立柄教俊、前掲記事、一八頁。
- (39) 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、一九一三年、一三八頁。
- (40) 金敏洙、前掲書、二四―二五頁。
- (41) 古川宣子「植民地近代社会における初等教育構造——朝鮮における非義務制と学校「普及」問題」駒込武・橋本伸也編『帝国と学校』昭和堂、二〇〇七年、一五五頁。
- (42) 朝鮮総督府内務部学務局、前掲書、四頁。
- (43) 三ツ井崇、前掲書、第三章「支持されぬ言語規範」一一―一六三頁。
- (44) 管理は同大学文学部漢籍コーナーが行っている。また資料の影印が李廷恩「朝鮮総督府朝鮮語調査会議」『韓国言語文化研究』一―号、二〇〇五年一二月、一―一八七頁に掲載されている。本稿では原本調査を行った。
- (45) 「朝鮮語調査会議事録」第一回、二頁。
- (46) 「朝鮮語調査会議事録」第一回、三頁。
- (47) 「朝鮮語調査会議事録」第一回、五頁。
- (48) 「朝鮮語調査会議事録」第二回、四―五頁。
- (49) 「朝鮮語調査会議事録」第二回、五一―六頁。

- (50) 『朝鮮語調査会議議事録』第二回、六頁。
- (51) 『朝鮮語調査会議議事録』第二回、七一八頁。
- (52) 『朝鮮語調査会議議事録』第三回、七一八頁。
- (53) 『朝鮮語調査会議議事録』第三回、八一九頁。
- (54) 『朝鮮語調査会議議事録』第三回、一〇頁。
- (55) 『朝鮮教育會雜誌』二七号、一九一四年四月、四四頁。
- (56) 三ツ井崇、前掲書、一三〇頁。
- (57) 萩原彦三『友邦シリーズ』第三号 日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育』財団法人友邦協会、一九六六年、一〇頁。
- (58) 金広植『韓国併合』前後に帝国日本と植民地朝鮮で実施された民間伝承調査』『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』四号、二〇一三年九月、一〇九―一五頁。
- (59) 小田省吾『朝鮮総督府編纂教科書概要』朝鮮総督府、一九一七年、一〇頁。
- (60) 小田省吾、前掲書、九頁。
- (61) 小田省吾、前掲書、一六頁。
- (62) 小田省吾、前掲書、二二―二三頁。
- (63) 杉田善弘監修、辻大和・富澤萌未・水野圭士編『調査研究報告六〇号 小倉進平関係文書目録』学習院大学東洋文化研究所、二〇一六年。
- (64) 『朝鮮語調査会議二関スル報告書案』（東京大学文学部言語学研究室小倉文庫所蔵）。
- (65) なお事務局とは別に、取調局（のちに中樞院に継承）では植民地初期に『朝鮮語辞典』の編集事業を行っており、一九二〇年に刊行されている。小倉進平も辞典の審査委員を務めた。
- (66) 小倉進平『朝鮮語方言の研究』後編研究編、岩波書店、一九四四年、八頁。
- (67) 『済州島出張報告書原稿 大正元年二月三十一日』（学習院大学東洋文化研究所所蔵小倉進平関係文書）。
- (68) 慎鋪廈『奎章閣圖書의 變遷過程의 대한 一研究』『奎章閣』五、一九八一年二月、七三―七六頁。
- (69) 永島広紀『旧宮内省図書寮の朝鮮本蒐集と日韓の文化財問題』『年報朝鮮学』一六、二〇一三年二月、七七頁。
- (70) 今西龍『朝鮮史の栞（第三回）』『史林』二二一、一九一七年一月。ただし総督府の囑託であった上田万年や内藤湖南は奎章閣の閲覧調査を行っていた（辻大和『長谷川好道と東国通鑑』『アジア遊学一九八海を渡る史書』、二〇一六年六月、一一―一二頁）。
- (71) 慎鋪廈、前掲論文、七七―七八頁。
- (72) 『高橋亨先生遺影・年譜略・著作年表』『朝鮮学報』四八輯、一九六八年七月、六一―七頁。通堂あゆみ『高橋亨と朝鮮』川原秀城・金光来、前掲書、四二―四三三頁。

＜表＞小倉進平の漢字関係文献調査記録

封筒番号	資料名	所蔵元	年代	原稿用紙の表示
5-1-4-2	James Scott “English-Corean Dictionary”	不明	不明	不明
5-1-4-3	The Principal Features of Corean Grammar	不明	不明	不明
5-1-4-4	English-corean dictionary	不明	明治 44 年 7 月 28 日	朝鮮総督府
5-1-4-5	魏から清代の字書	不明	不明	学務局
5-1-4-6	仏国宣教師 韓仏字典 一八八〇年	不明	不明	相馬屋
5-1-4-7	スコット氏 英鮮字典 一八九一年	総督府	大正 2 年 4 月 20 日	相馬屋
5-1-4-8	アンダーウッド韓英字典 一八九〇年	総督府	大正 2 年 4 月 29 日	相馬屋
5-1-4-9	アンダーウッド 英韓字典 一八九〇年)	総督府	大正 2 年 4 月 30 日	相馬屋
5-1-4-10	羅韓辞典 一八九一年	総督府	大正 2 年 4 月 30 日	相馬屋
5-1-4-11	ゲール 韓英字典 (初版) 一八九七年	総督府	大正 2 年 5 月 8 日	鍋町玉海堂
5-1-4-12	ゲール 韓英字典 (改版) 一九一一年	不明	大正 2 年 5 月 9 日	鍋町玉海堂
5-1-4-13	訓蒙字会凡例	不明	大正元年 11 月 5 日	
5-1-4-14	訓蒙字会 鮎貝氏蔵 (板本)	不明	大正 2 年 6 月 11 日	鍋町玉海堂
5-1-4-15	四声通解 (序及ビ凡例) (板本)	編輯課	大正 2 年 5 月 21 日	鍋町玉海堂
5-1-4-16	四声通攷凡例 (世宗、申 叔舟) (写本)	高橋氏	大正 2 年 5 月 22 日	鍋町玉海堂
5-1-4-17	大東韻府群玉 二十卷 (板本)	編輯課	大正 2 年 6 月 8 日	鍋町玉海堂
5-1-4-18	芝峰類説 十冊二十卷本 (版本)	奎章閣	大正 2 年 7 月 27 日	松屋
5-1-4-19	増補山林経済 十六卷 八冊 (写本)	奎章閣	大正 2 年 7 月 28 日	松屋
5-1-4-20	才物譜 写本		不明	松屋
5-1-4-21	文彙 九冊 (写本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 1 日	松屋
5-1-4-22	新編玉叢 四卷二冊 (版本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 1 日	松屋

5-1-4-23	国朝彙言 十二卷十冊 (写本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 1 日	松屋
5-1-4-24	万家叢玉 八卷十二冊 (版本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 4 日	松屋
5-1-4-25	新編彙語 全体二十冊ノ由ナルモ奎本ハ六冊 (卷十四) 以下欠 (版本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 4 日	松屋
5-1-4-26	金時敏 (奎章閣解説) 東圃彙言 (写本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 5 日	松屋
5-1-4-27	同文彙考 (版本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 5 日	松屋
5-1-4-28	星湖僊説類選 (写本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 6 日	松屋
5-1-4-29	類苑叢宝 二十二冊 四十七卷 (版本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 6 日	松屋
5-1-4-30	攷事撮要 五? 冊	奎章閣?	不明	哲学大辞書
5-1-4-31	攷事新書 七冊十五卷 (版本)	奎章閣	大正 2 年 8 月 18 日	哲学大辞書